

# 日本赤十字社島根県支部 AED（自動体外式除細動器）貸し出し事業規程

## 事業の目的

赤十字の基本理念「人道」の具体化である「救命手当・応急手当」を人間愛と勇気をもって必要な時に実践できる地域社会の醸成をはかることを目的として、多数の地域住民が参集する行事にAEDを貸し出し、島根県下各地域の『救命の連鎖』の支援を行う。

## （規定の趣旨）

第1条 この規定は、『AED（自動体外式除細動器）』の（以下「貸与品」という。）の貸与について、必要な事項を定めるものとする。

## （貸与品を受けることができる者の範囲）

第2条 この規定により貸与品の貸与を受けることができる者は、以下の表1の条件のいずれかを満たす者が、多数の地域住民が参集する行事の関係者であること。

### 貸与を受けられる者

1	日本赤十字社島根県支部救急法等講習指導員
2	AEDの使用に関する講習会（日赤・消防等）を受講している者
3	医師、看護師等の医療職でAEDの使用に関する研修等を受けている者

## （貸与品目等）

第3条 貸与品目及び貸与期間は、以下の表2に掲げるとおりとする。

### 貸与品目とその期間

貸与品目	貸与期間
AED（自動体外式除細動器）と付属品袋	行事期間を含む前後数日

## （貸与の申請と許可）

第4条 貸与の申請にあたっては、貸与を受けようとする者が別紙様式1により申請書を提出させ、適切と事務局長が判断した時、貸与するものとする。

## （貸与状況の管理）

第5条 貸与品の管理にあたっては、貸与を受けた者から別紙様式2により受領書を提出させるものとする。

## （貸与品の管理）

第6条 貸与を受けた奉仕者は、貸与品の亡失、毀損について十分注意し、保管管理に努めなければならない。亡失毀損に重大な過失が認められた場合は、現状復帰をさせる場合がある。また、貸与されたAEDを使用した場合は、その状況を別紙様式3により、日本赤十字社島根県支部長あて報告するものとする。

## （貸与品の返納）

第7条 貸与を受けた者は、貸与期間を超えない時期に返納するものとする。

(貸与にかかる費用)

第8条 貸与にかかる費用（貸出料）について以下のように定める

1. AEDを貸与する事業において、その参加者から参加料等を徴収する場合は貸出料を申し受ける。
2. 県、市町村またはその外郭団体が主催する事業については貸出料を申し受ける。  
(外郭団体については別紙参照)
3. 企業主催の〇〇カップ等の大会については貸出料を申し受ける。
4. 貸出料は1台／1回につき1,000円とする。
5. 貸出料の支払いは返却時に現金で支払うこととする。
6. 下記の場合は貸出料を徴収しない。(具体的な行事については別紙参照)
  - (1) 自治会の行事
  - (2) 学校の行事
  - (3) 中学校、高等学校体育連盟の競技大会
  - (4) その他支部長が特に定める事業

附 則

2007年1月1日制定

2015年7月1日改正

2019年4月1日改正

(貸与にかかる費用)

第8条 貸与にかかる費用(貸出料)について以下のように定める

2. 県、市町村またはその外郭団体が主催する事業については貸出料を申し受ける。

外郭団体

(例) ○○市スポーツ・文化振興財団等

6. 下記の場合は貸出料を徴収しない。

具体的な行事

(1) 自治会の行事

(例) 町民体育祭、盆踊りなど

(2) 学校の行事

(例) ロードレース大会、カヌー体験、登山遠足など

(3) 中学校、高等学校体育連盟の競技大会

(例) 中学総体、高校総体の競技大会